

## 墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題【執行機関意見】

関連条文・検討課題	意見
第7条(会期) 通年議会	区の附属機関には、所管委員会の正副委員長が委員として構成員に入るとともに、外部有識者や公募委員で構成されている審議会があり、議会行事を避けて日程調整を行っているが、議会の会期が通年となることで、緊急に議会招集が行われる場合には、日程調整が困難な場合もあると思われることから、事前通知した日程で審議会を開催するなど、運用上のルールを定めておく必要がある。
第8条(本会議の質問及び答弁方式) 一般質問の分割方式	実施に当たっては、時間的な制約も想定されることから、進行方法のルールを設定するなど、事前に議会と十分に調整を行う必要がある。
第13条(委員会の活動) 区民等との意見交換会等	実施に当たっては、進行方法のルールを設定するなど、事前に議会と十分に調整を行う必要がある。
第14条(委員会による政策立案及び政策提言) 委員会提出議案(予算を伴う条例案)	実施に当たっては、進行方法のルールを設定するなど、事前に議会と十分に調整を行う必要がある。
第16条(政策会議) 政策会議	執行機関の政策会議や予算編成、議会への説明、予算特別委員会との役割の確認、スケジュール等を事前に議会と調整する必要がある。
第21条(区長等との関係) 区長等の反問・反論	実施に当たっては、進行方法のルールを設定するなど、事前に議会と十分に調整を行う必要がある。
第23条(議会への説明等) 議会への説明	区の計画には、策定案段階で議会報告を行う重要な計画がある一方、行政内部の計画、各分野の基本計画の下に具体的な事項を定める定例的な実施計画等、区公式ホームページ等で公表を行い、議会報告を行っていないものがある。対象となる計画についての検討が必要である。 同様に変更についても、すべての変更を対象とするか、重要度に応じて対象とするかについて、検討が必要である。